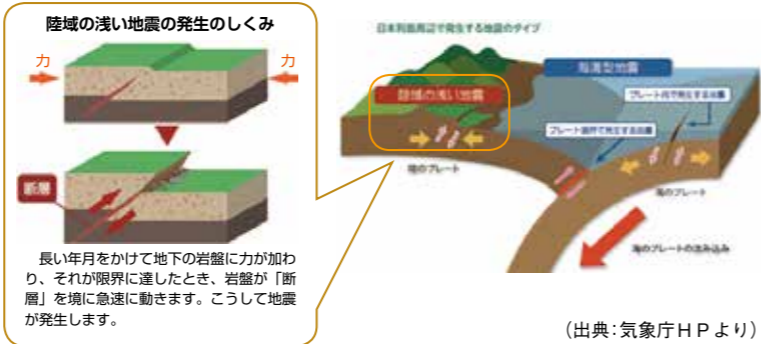


# 地震などの災害への備えと避難所での感染症予防を

## 防災ワンポイントコーナー

国の地震津波に関する有識者検討会が4月21日、「根室・釧路・十勝沖でマグニチュード9.3、厚岸町と浜中町で震度7、津波の高さは釧路町で27mになる」との予測を発表しました。そのエネルギーの大きさは東日本大震災（M9.0）の2.8倍になるとのことです。本町では、過去にこれらの海溝沿いのプレートで発生する地震（釧路沖、東方沖、十勝沖）により、道路や橋および公共施設に大きな被害を受けています。



(出典：気象庁HPより)

また、当町でも過去には震度6クラスの内陸地震（昭和13年の屈斜路湖底地震、同34年のペケレ地震など）も発生していて、いつ大きな地震が発生してもおかしくないとされています。

また、町では感染者が確認されていないものの（5月18日現在）、新型コロナウイルスの感染が全国的な広がりを見せており、このような状況下において、町内で大地震や火山噴火などの大きな災害が発生した場合には、皆さんも避難所生活を強いられる可能性があります。しかし、通常の状態における避難所では、避難者同士が隣り合わせで避難生活をしていますが、新型コロナウイルス感染症予防のためには、避難者同士が前後左右に2mの間隔を確保しなければならず、1つの避難所での収容可能人数は通常の1/3~1/2程度しか確保できません。そのため、より多くの避難所を開設しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症予防のためには、一人ひとりがマスクを装着することはもとより、避難生活に必要な着替え、防寒着、その他に必要な日用品の準備をしておくことが大切です。感染リスクを回避するため、可能な場合は、親戚宅などへ避難することも一つの方策です。避難所に避難者登録をした上で、崩壊の危険性がない家であればそこで寝泊まりし、食事や水の配給のみを受けるといった方法もありますので、このような避難方法も避難する場合には、ひとつの方法として検討が必要です。

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

## 戦没者などのご遺族の皆さまへ

# 第十一回特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

### ▶支給対象者

第十一回特別弔慰金は、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▶支給内容／額面25万円、5年償還の記名国債（無利子）

▶請求期間／令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

請求窓口／役場福祉課地域福祉係（4 8 2 - 2 9 2 1）

短い春が終わり、だんだんと暑い日も増えてきましたが、体調などお変わりありませんか？新型コロナウイルスによる影響で町民の皆さんも外出の自粛や休校、お仕事の面でもたいへんな思いをされている方が多いと思います。町でも予定されていたイベント・事業が中止あるいは延期となったり、内容を変更したりしています。町民の皆さんにはご不便をおかけしていますが、平常の状況に戻するにはまだ時間がかかると思いますので、ご理解とご協力をお願いします。皆さんの力を合わせてこの状況を乗り越えましょう！



今月の保健師  
長崎 歩 維 さん

コロナ疲れしていませんか？

まず抗体価を調べる検査を受けていただき、抗体がない、あるいは低いと判断された場合はワクチンの接種をお願いします。

### ◆糖尿病講演会延期のお知らせ

6月19日(金)に釧路赤十字病院 古川医師をお招きし、糖尿病講演会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、延期することといたしました。開催時期が決まり次第、あらためてご案内しますので、ぜひご参加ください。

令和元年度（平成31年度）健診・検診受診状況  
皆さん、年に一度の健康チェックはしていますか？  
令和元年度に行なった町の特定健診・各種がん検診の受診状況は以下のとおりとなり、前年度より全ての受診率が向上しております。症状のない病気を早期に見出すには、無症状のうちから定期的に検診を受診することが大切です。新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、年に一度健康診査を受けて自らの身体と向き合いましょ。

### 【令和元年度 特定健診・各種がん検診 概算受診率】



# HIV・肝炎検査のご存じですか？

HIVは性的接触や血液を介して感染します。北海道では、平成30年の新規HIV感染者は21人、エイズ患者は8人、計29人と報告されており、月平均2.4人のHIV感染またはエイズ発症が判明しています。感染が心配な出来事があれば、一度検査を受けてみましょう。

また、町では乳児にB型肝炎ウイルスの予防接種の助成や40歳以上で一度も肝炎ウイルス検査を受けたことのない成人の方を対象に、総合健診などで肝炎ウイルス検査を行っています。検査を希望される方は健康こども課健康推進係までお問い合わせください。

釧路保健所では、月2回、第2、4火曜日にHIV・肝炎検査を実施しています。6月～9月、12月は検査時間を延長して夜間帯にも検査を実施しています。HIVや肝炎についてのご相談も随時受け付けていますのでお気軽にご相談ください。釧路保健所のホームページにも検査について掲載していますのであわせてご参照ください。

検査は完全予約制で、匿名で受けることができます。詳細については下記連絡先までお問い合わせください。

釧路保健所（釧路市城山2丁目4-22）

☎ 0 1 5 4 8 0 7 6 (HIV相談電話直通)

ホームページ／<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/0000top/3000topix/kenkou/hiv/hiv.htm>

問い合わせ先／役場健康こども課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)